ネット社会における青少年保護問題の検討課題一覧

資料１

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **青少年****や保護者****の問題****青少年****や保護者の問題** | **委員** | **問題点** | **今後考えられる有効な対策** | **有効な対策を実行する時の課題** | **備考** |
| Ａ委員 | 〇児童・生徒・青少年・ネット犯罪の認識・危険から自分を守る・他者の権利を侵害しない・デジタルの危うさ | 〇道徳、総合的な学習、人権教育・情報リテラシー(情報収集・処理とモラル)・法教育(学校・社会のルールづくり) | 〇時間、指導者等の確保・どの教科、科目で実施するか・指導者確保と養成・発達段階に応じた指導教材 | ・実践事例の収集と提供・実践～生徒会サミットへ※教委(学校教育) |
| 〇保護者等・携帯に潜む危険性の不認識・家庭生活における子ども | 〇犯罪防止教室(児童生徒・保護者・教師の三者学習会)・ネット社会を生きるチカラ・ネット社会と犯罪・スマホを上手く活用する方法 | 〇教材の整備・警察としての教材・学校としての教材※学警の協働 | ・学警連絡会(PTAも)※教委(学校教育・地域教育)　所轄警察 |
| Ｂ委員 | 〇生徒および保護者におけるインターネットの適切な利用に関しての知識・技能が未熟 | ・学校・家庭による教育・啓発の推進 | ・生徒の現状把握と指導する教員の意識の向上と知識の獲得・保護者の意識が低い・啓発を目的とした講習会的なものを企画実施してもすべての保護者の参加が期待できず、配布物をもって啓発を行っても保護者全員に行き渡らない |  |
| Ｃ委員 | ○保護者の認識が低い | ・テレビのコマーシャルや情報番組で取り上げて周知に努める | ・広報費用を如何に捻出するか |  |
| ○ＩＴ機器や携帯の普及により夜行性が一層強くなっている特にラインは深夜まで気にしている状態 | ・深夜のライン使用を規制する条例はできないか・年齢により親が管理するべき | ・大人の認識不足で面倒がることがある |  |
| ○すでにある条例、(喫煙のルールや外出禁止時間の設定)など理解できている保護者が少ない | ・地域やＰＴＡなどで親学の講座を開き啓発活動や見守り活動を行う・子供の育成に支障がある環境の場合、管理する機関を設ける | ・児童虐待でもなかなか指導に応じない親が多くなっている・親の役割ができていなければ罰則が科せられる社会が必要になっている |  |
| ○携帯電話やネットの普及で、学校や地域、家族への帰属意識が薄れ、自己の認識すら厳しい子供が増えている | ・教育そのものを尊重する社会へと変革する・そのために、府の広報で教育問題を考える番組や冊子を提供する | ・親しみやすいタレントなどに協力していただき共に勉強するイベントで発信するなどしなければ、問題共有が難しい |  |
| **委員** | **問題点** | **今後考えられる有効な対策** | **有効な対策を実行する時の課題** | **備考** |
| Ｄ委員 | ○メール、掲示板、チャット、LINEなどのデジタルのコミュニケーションは、日常生活だけではなく、学校教育などにおいても、大いに有効活用すべきものであるが、そこに内在する危険性をどのように青少年に分からせるのか○また、その危険性を十分に知ったうえで、いかにこれらのコミュニケーション・ツールを使いこなすようにするのかが大きな問題だと思う○また、〈現実〉がネットの世界に取り込まれるときには、〈現実〉が歪んで取り込まれることを教えるべきだと思う | ・〈現実〉とネットに取り込まれた〈現実＝ヴァーチャルリアリティ〉との情報の落差を体験させる。そのためには、生の〈現実〉に触れる機会を増やすべき。情報リテラシーも、そこに照準を合わせるべきだと思う・例えば、コンサート、美術館・博物館などに行く機会を増やす。教室の中の学習だけではなく、外に出て学習する機会を増やす。そして、そこで得た知識をネットで確認し、その落差（違い）に気づかせる | ・府内の美術館、博物館などについては、府内の高校生以下はすべて無料にする。クラシック・コンサート、映画、歌舞伎、能、文楽なども、青少年の小遣い程度で入れるようにする。新刊本について〈学割〉制度を設ける。このようなことが財政的に可能かどうか・学校教育において、基礎的な法的ルールを教える。講師については、弁護士会に依頼することは可能かどうか |  |
| Ｅ委員 | ○ネット依存　長時間の使用　→活動阻害　すぐに返事をしないといけない　　→スマホから目を離せない | ・使用時間の制限（9時まで等）・家庭への啓蒙・子どもたちの自立的対応 | ・家庭への全体的な浸透 |  |
| ○ネットいじめ　ネット上で誹謗・中傷　個人情報の勝手な使用　チェーンメール等 | ・相談できる場や相手・家庭と子どもたちへの対策啓蒙・自分たちで対応できる力をつける | ・事例集や教材（ロールプレイング教材等）の開発 |  |
| ○コミュニケーション・トラブル　直接会って話せば誤解なく伝えられることでも、文字ベースのコミュニケーションが誤解を増大させトラブルの原因になりがち | ・コミュニケーション・トレーニング・ネット上のコミュニッケ−ションの限界等についての理解 | ・ 年代に応じたプログラムの開発 |  |
| ○犯罪・トラブルへの巻き込み 詐欺、児童ポルノなど　子どもからの投稿なども | ・子どもと家庭への啓蒙・法的な規制 | ・ 事例や解決策の示唆を含んだ啓蒙的パンフレットの製作 |  |
| Ｆ委員 | ・ネット依存・ＬＩＮＥでのトラブル・いじめ・出会い系等の有害情報・写真や動画をアップし問題になる | ・ネット依存予防の啓発・家庭や学校でのルール作りや啓発・フィルタリング・学校での啓発 | ・保護者への周知・実施・各家庭における方針の違い・子ども自身の問題意識の欠如 |  |
| **委員** | **問題点** | **今後考えられる有効な対策** | **有効な対策を実行する時の課題** | **備考** |
| **事業者****の問題** | Ｂ委員 | 〇違法ともいえる事業者が増大し、　適正な規制がなされていない | ・事業者の自主的取り組みがなされるような施策を講ずる | ・自主的な取り組みであるが故、取り組みとしては弱くなる |  |
| **青少年****等共通の問題** | Ｂ委員 | ○子どもを取り巻く社会環境（学校・保護者・事業者）に子どもをネットから守るという意識が希薄 | ・意識の定着を図るためのより具体的施策を出し、子ども育成していく中で重要事項であることの「見える化」を行うことで共通認識をさらに強める | ・有効な施策の立案と推進・実行 |  |
| Ｇ委員 | フィルタリングの有用性と限界について | ・事業者のフィルタリング設定の販売現場での勧奨は引き続き強化する必要。一方、関係機関が連携した啓発活動が必要 | ・利用者及び保護者の関心が相対的に低い・本来的にはスマホやラインの潜在的な危険性を超えた啓発内容が必要・本来啓発が必要な対象に届かない |  |
| **その他** | Ａ委員 | 〇基本的生活習慣・スマホの付き合い方と乱れ・早寝、早起き、朝ご飯の未定着 | 〇府としての先導と各校の取組・こころの再生府民運動・各校の生徒会の宣言と取組 | 〇府の取組・こころの再生府民運動へのテコ入れ・学校教育と家庭教育の協働 | ・養護教諭・保健主任・生徒会　・社会教育・PTA※教委(小中学校課) |
| 〇意識の喚起と醸成・宣言文採択・取組・取組報告 | 〇生徒会サミット(府・全市町村教委)・各校の生徒会・市町村教委の生徒会・府としての生徒会・府議会(知事・教委・教育常任委員) | 〇関係機関・関係者の協働・全市町村教委の課題認識・全府立学校の課題認識・府議会議員の課題認識 | ・府議会議場で採択※教委(小・中・高)、学校、生徒会　関係機関　関係団体 |